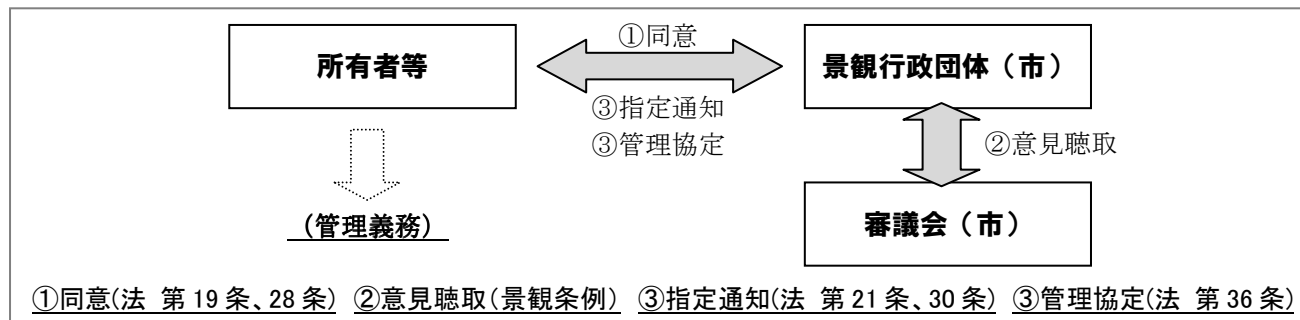


## 景観計画（素案）における第4章及び第5章について

### 1. 景観重要建造物及び樹木の指定について

#### ■景観法における位置づけ

- ・指定された建造物と樹木は、現状変更等に対する制限が可能になるとともに、所有者等の適正な管理義務、景観行政団体と所有者が提携する管理協定により景観を維持していくことが可能となる。



#### 《景観計画に定める内容》

- ・景観重要建造物および樹木の方針（建造物は形態意匠、樹木では樹高や樹容などの具体的内容に関する考え方）

#### 《指定の手順》

- ・現状を把握し、候補を抽出した上で、指定の方針を検討する。

#### 《指定に伴う効力》

- ・現状変更の規制が可能になる（違反した場合原状回復命令が可能）
- ・規制に伴う損失の補償が可能
- ・所有者に適切な管理の義務が生じる
- ・管理協定を結ぶことにより、景観行政団体又は景観整備機構が管理を行うことが可能になる。
- ・景観重要建造物の指定に伴う税の優遇
- ・景観重要建造物の指定に伴う建築基準法の制限の一部を緩和することが可能（建築基準法の特例：緩和には条例の制定が必要）

#### ■指定の規定について

##### <景観法及び国土交通省令で定められる指定の基準>

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること。

##### <留意点>

- ・景観法第19条第3項の規定により、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。
- ・景観法第28条第3項の規定により、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名

勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

- ・文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられるとともに、修理や買い取りなどの国庫補助があることから、景観法に基づく指定の実益が生じないため、指定できない。
- ・景観重要樹木は単体を指定するもので、樹林地などの指定はできない。
- ・樹木単体でなく松林など樹林地として景観保全を図る場合には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や市民緑地などの制度を活用することが考えられる。

## ○文化財保護法（抜粋）

### （現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

- ・登録有形文化財：碧南市では、平成 22 年 6 月 25 日現在、国の登録有形文化財として、「九重味淋大蔵」が登録されている。

## ■他市の指定状況（平成 24 年 1 月 1 日時点）

- ・景観重要建造物は、228 件。景観重要樹木は、400 件が指定されている。
- ・愛知県内では、名古屋市のみが建造物が指定されているのみである。
- ・各市町村における指定状況は、以下の通りである。

### <景観重要建造物> 228 件

| 都道府県名 | 市町村名  | 件数 | 都道府県名 | 市町村名  | 件数 | 都道府県名 | 市町村名 | 件数 |
|-------|-------|----|-------|-------|----|-------|------|----|
| 北海道   | 札幌市   | 2  | 神奈川県  | 逗子市   | 1  | 大阪府   | 箕面市  | 1  |
|       | 東川町   | 2  |       | 鎌倉市   | 1  | 和歌山県  | 高野町  | 1  |
|       | 黒松内町  | 6  | 長野県   | 長野市   | 7  | 兵庫県   | 伊丹市  | 2  |
| 青森県   | 八戸市   | 6  | 岐阜県   | 岐阜市   | 11 | 山口県   | 萩市   | 6  |
| 山形県   | 米沢市   | 1  |       | 中津川市  | 2  |       | 宇部市  | 1  |
|       | 寒河江市  | 1  |       | 各務原市  | 15 | 徳島県   | 上勝町  | 8  |
|       | 大江町   | 2  | 静岡県   | 静岡市   | 6  | 高知県   | 梼原町  | 16 |
| 福島県   | 白河市   | 2  | 愛知県   | 名古屋市  | 5  | 長崎県   | 長崎町  | 5  |
| 群馬県   | 高崎市   | 6  | 三重県   | 鈴鹿市   | 1  | 熊本県   | 熊本市  | 2  |
| 埼玉県   | さいたま市 | 2  |       | 松阪市   | 1  | 佐賀県   | 唐津市  | 3  |
|       | ふじみ野市 | 1  | 滋賀県   | 大津市   | 7  | 宮崎県   | 宮崎市  | 5  |
| 千葉県   | 船橋市   | 1  |       | 彦根市   | 18 | 鹿児島県  | 鹿児島市 | 3  |
|       | 江東区   | 4  |       | 近江八幡市 | 2  | 計     | 228  |    |
|       | 江戸川区  | 3  |       | 長浜市   | 13 |       |      |    |
| 東京都   | 板橋区   | 2  | 京都府   | 京都市   | 44 |       |      |    |

| 都道府県名 | 市町村名  | 件数  | 都道府県名 | 市町村名 | 件数  | 都道府県名 | 市町村名 | 件数  |
|-------|-------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|
| 山形県   | 大江町   | 3   | 神奈川県  | 横浜市  | 65  | 奈良県   | 橿原市  | 1   |
|       | 米沢市   | 1   | 長野県   | 高山村  | 7   | 島根県   | 松江市  | 1   |
| 千葉県   | 我孫子市  | 6   | 石川県   | 金沢市  | 3   | 高知県   | 梼原町  | 1   |
| 埼玉県   | さいたま市 | 3   | 岐阜県   | 可児市  | 1   | 鹿児島県  | 鹿児島市 | 5   |
| 東京都   | 新宿区   | 2   | 静岡県   | 浜松市  | 1   | 熊本県   | 天草市  | 1   |
|       | 江戸川区  | 3   |       | 富士市  | 3   | 宮崎県   | 宮崎市  | 2   |
|       | 板橋区   | 1   |       | 三島市  | 1   | 計     |      | 400 |
| 神奈川県  | 横須賀市  | 151 | 滋賀県   | 彦根市  | 33  |       |      |     |
|       | 茅ヶ崎市  | 4   | 京都府   | 長岡京市 | 101 |       |      |     |

(下午22:45-25:15在)

| 区分     | 種別    | 名称                     | 数量      | 指定年月日     | 所在地     | 所有者 |
|--------|-------|------------------------|---------|-----------|---------|-----|
| 国指定    | 有形文化財 | 木造阿彌如来坐像(善観山仁宮春日坐像)    | 1軀      | 平成15.3.29 | 青羽町1-60 | 海宝寺 |
|        |       | 漆刀(太郎吉生(内海稻葉吉盛)平無(北押)) | 1口      | 昭和25.3.29 |         | 個人  |
|        |       | 刀(無銘(国造))              | 1口      | 昭和25.6.9  |         | 個人  |
| 県指定    | 有形文化財 | 焼物・水・土                 | 2棟      | 昭和20.3.6  | 大津市71-3 | 稻葉寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1棟      | 昭和22.1.12 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 工芸品                    | 1点      | 昭和22.6.6  | 新井町2-66 | 新井寺 |
| 市指定    | 有形文化財 | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
|        |       | 焼物・水・土                 | 1点      | 昭和26.2.26 | 新井町2-66 | 新井寺 |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              | 新井町2-66 | 新井寺       |         |     |
| 焼物・水・土 | 1点    | 昭和26.2.26              |         |           |         |     |

其中文化財及び無形民俗文化財の調査内容にはその保存方法又は保存方法が述べられている。

碧南 1 號官署及公共財產生產

## 2 景観重要公共施設の整備について

### ■景観法における位置づけ

- ・施設管理者が国や県などの景観行政団体と異なる場合でも、指定することができる。なお、管理者と協議し、同意を得ることが必要である。(景観法第9条第4項)
- ・特定公共施設で良好な景観の形成に重要な施設について、整備に関する事項と占用許可等の基準を定めることができる。(景観法第47条) 占用等の許可基準が定められた場合には、占用等を行う際、その基準に適合する必要がある。(景観法49条～第54条)
- ・計画段階の道路等でも、管理者が定まってい、必要な協議・同意を行えば、景観重要公共施設に位置づけることができる。

#### 《景観計画に定める内容》

- ・対象とする公共施設名
- ・良好な景観を形成していくための整備に関する事項

#### 《景観重要公共施設》

- ・景観重要公共施設とは、以下に示す「特定公共施設」であり良好な景観の形成に重要なものである。

#### 【「特定公共施設」とは（景観法第8条より）】

- ・道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路
- ・河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）による河川
- ・都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園
- ・海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸
- ・港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾
- ・漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港
- ・自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であつて、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
- ・その他政令で定める公共施設

#### 【政令で定める公共施設（景観法施行令第2条より）】

- ・土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業に係る土地改良施設
- ・下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道
- ・森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業に係る施設
- ・都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）による市民緑地契約に係る市民緑地
- ・特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）による雨水貯留浸透施設（国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。）
- ・砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備
- ・地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設（地方公共団体が設置するものに限る。）
- ・皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

## ■景観重要公共施設の候補の選定について

### 《考え方》

- ・良好な景色づくりに重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定することで、国、県などが管理する施設についても、景色づくりに配慮した整備が可能となる。
- ・「ケース１：公共施設が良好な景色の構成要素となっている場合」
- ・「ケース２：公共施設整備に伴って良好な景色を保全・活用・創出する場合」
- ・景観重要公共施設の候補として選定する理由を明確にし、公共施設管理者との協議の際にも十分に説明できることが重要である。

#### 「ケース１：公共施設が良好な景色の構成要素となっている場合」

##### <候補>

- ・河川といった、地域の景色の骨格をなすような主要な構成要素となっている公共施設
- ・歴史的な建築物等との調和が求められる道路などの公共施設

##### <景色づくりの在り方>

- ・良好な景色を維持保全するため、改修等に際して現状の景色から変化しないよう配慮
- ・良好な景色をさらに向上するため、占有物件を地域の景色に調和させるよう配慮

#### 「ケース２：公共施設整備に伴って良好な景色を保全・活用・創出する場合」

##### <候補>

- ・シンボルロードなど地域の顔となるような良好な景色の創出を目的の一つとした公共施設整備を行うケース。

##### <景色づくりの在り方>

- ・良好な景観の創出を目的の一つとした公共施設整備の構想や計画がある場合は、計画に即した内容とすることが考えられる。
- ・景観形成の具体的な構想や計画がない場合は、施設管理者と連携した検討や、検討会や協議会などの別途検討が考えられる。

## ■留意事項

- ・愛知県が管理する道路や河川などの公共施設を、景観計画に位置づける際の協議及び同意に関しては、景観計画策定の手引киに示したフローに従って、所定の書面を用いて協議する必要がある。

## ■碧南市における景観重要公共施設について

- ・現在「第 2 章 良好な景観の形成に関する方針」に示されている主な特定公共施設は、以下の通りである。

| 分類 | 名称                 | 施設管理者       | ケース1 | ケース2 |
|----|--------------------|-------------|------|------|
| 河川 | 一級河川矢作川            | 国土交通大臣      | ○    |      |
|    | 二級河川蜷川（蜷川水系）       | 愛知県 知立建設事務所 | ○    |      |
|    | 二級河川新川（高浜水系）       | 愛知県 知立建設事務所 | ○    |      |
|    | 二級河川油ヶ淵            | 愛知県 知立建設事務所 | ○    |      |
|    | 準用河川堀川             | 碧南市         | ○    |      |
| 道路 | (主)安城碧南線           | 愛知県         | ○    |      |
|    | (一)碧南高浜環状線         | 愛知県         | ○    |      |
|    | (一)平坂福清水線          | 愛知県         | ○    |      |
|    | (一)米津碧南線           | 愛知県         | ○    |      |
|    | 矢作川堤防リフレッシュ道路（整備中） | 碧南市         |      | ○    |
| 公園 | 県営油ヶ淵水辺公園（整備中）     | 愛知県         |      | ○    |

- ・整備に関する事項や占用等の許可の基準の検討にあたっては、まず、当該景観重要公共施設のある地域の景色特性を踏まえることが重要になる。
- ・現在考えられる景観重要公共施設の施設管理者は、愛知県であるため施設管理者との具体的な整備計画や維持管理について、協議が必要である。
- ・ケース2に該当する矢作川リフレッシュ道路や県営油ヶ淵水辺公園は、第2章の地域区分ごとの基本方針で示されている。また、道路や河川については、全市にかかる景色づくりの基本方針、地域区分別の基本方針で景色づくりの方針を示している。
- ・本計画では、景色の基本方針に応じた整備を行い、地域の将来像が明らかになってきた段階で、景観重要公共施設に指定していただくことが考えられる。
- ・そのため、本計画では、指定の基本的な考え方と指定基準を示し、順次指定できるようにしている。

### 3 景観農業振興地域整備計画の策定について

#### ■景観法における位置づけ

- ・景観農業振興地域整備計画は、整備計画の策定を通じて、棚田などの特徴的な景色を有する農地の保全や、耕作放棄地などの改善を図り、美しい農村景観を形成するとともに、そうした資源を活かしながら都市と農村の交流を進め、地域の活性化を促していくことを目的としている。
- ・景観計画：一定規模以上の建築物や工作物の建築等 対象（農家やガレージなどの建築物や工作物）
- ・景観農業振興地域整備計画：農用地や農業用施設などが対象（田畑、農業用水路、農道、サイロなどの農作物貯蔵施設）
- ・そのため、景色と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、地域の特性にふさわしい農用地、農業用施設などの整備を一体的に推進する必要がある場合には、景色と調和のとれた土地の農業上の利用などを示す「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」を定めることが望まれる。

#### 《景観計画に定める内容》

- ・保全・創出すべき地域の景色の特色
- ・保全・創出すべき地域の範囲
- ・魅力ある景色を保全・創出するための方針

#### ■他都市の状況

- ・愛知県内では、指定している自治体はない。
- ・景観計画で本事項を記載している事例は、滋賀県近江八幡市、岩手県一関市である。
- ・鈴鹿市では、丘陵地の茶畑やサツキ畑、平野部の水田地などの特有の景観を保全するために、必要に応じて策定すること検討する方向性を示している。

#### ■碧南市において

- ・碧南市は、農業振興地域の農用地として、844ha（市域の約 24%）が指定されている。また、市街化調整区域のうち、市域北部の既成市街地及び油ヶ淵水辺公園周辺を除いた区域が指定されている。
- ・南部一帯（新田開発ゾーン）は、砂質土壌で露地野菜（にんじん、たまねぎ、かんしょ）を主体とし、野菜指定産地の指定を受け、県下でも有数の産地となっている。
- ・北部（田園ゾーン）は、水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物や、田から畑への転換による果樹（いちじく等）が栽培されている。
- ・景観計画（素案）における地域区分として、農業振興地域の北部を田園ゾーン、南部を新田開発ゾーンに位置づけ、農地を含めた景色づくりの方針を示している。
- ・また、耕作放棄地は、ほとんどなく、農地の利用率は高い。農地転用の状況も、毎年 5ha～9ha と少ない。

⇒まずは、各ゾーンの景色づくりの基本方針に従うことで、農地を含めた景色づくりを行っていくこととする。